

死亡保険金の税金 早見表

相続税・所得税・贈与税のどれになるか／相続税の非課税枠 | 登録不要・無料

税額の計算や、ご自身が当てはまるかの判断は、**税務署か税理士へ** 国税庁タックスアンサー No.1750・No.4114・No.4152 ほか(いずれも「令和8年4月1日現在法令等」)の内容を原文に沿ってまとめたものです(2026年10月4日確認)。

死亡保険金の課税関係の表(国税庁 No.1750)

被保険者	保険料の負担者	保険金受取人	税金の種類	国税庁の説明
A	B	B	所得税	保険料の負担者と保険金受取人とが同一人の場合
A	A	B	相続税	被保険者と保険料の負担者が同一人の場合
A	B	C	贈与税	被保険者、保険料の負担者および保険金の受取人がすべて異なる場合

A・B・C は別々の人。国税庁の表は保険の「契約者」ではなく「保険料の負担者」で分けています。契約者と実際に保険料を負担した人が違う場合や、複数の人で負担していた場合の扱いは税務署か税理士に確認してください。

国税庁 No.4417:被保険者の死亡により受け取った生命保険金のうち、被保険者が保険料の負担者となっていたものは、贈与税ではなく相続税の対象。

非課税限度額の早見表(国税庁 No.4114)

法定相続人の数	非課税限度額	(参考)基礎控除額
1人	500万円	3,600万円
2人	1,000万円	4,200万円
3人	1,500万円	4,800万円
4人	2,000万円	5,400万円
5人	2,500万円	6,000万円

非課税限度額=500万円×法定相続人の数(No.4114)。基礎控除額=3,000万円+600万円×法定相続人の数(No.4152)。表の額は式に人数を当てはめたもの。
法定相続人の数は、相続の放棄をした人がいても放棄がなかったものとして数えます。
養子は、実子がいるときは1人、実子がいないときは2人まで含めます。

非課税が使える受取人(国税庁 No.4114)

- 受取人が**相続人**の場合、すべての相続人が受け取った保険金の合計額が非課税限度額を超えると、超える部分が相続税の課税対象。
- ここでいう相続人に、**相続を放棄した人や相続権を失った人は含まれません**。
- 相続人以外の人**が取得した死亡保険金には、非課税の適用はありません。

相続税になる死亡保険金

被相続人の死亡によって取得した生命保険金や損害保険金(偶然な事故に基因する死亡に伴うものに限る)で、保険料の全部または一部を被相続人が負担していたものは、相続等により取得したとみなされて相続税の課税対象(No.4114)。

相続人1人ずつの課税される金額(国税庁 No.4114 の算式)

その相続人が受け取った生命保険金の金額 − (非課税限度額) × (その相続人が受け取った生命保険金の金額 ÷ すべての相続人が受け取った生命保険金の合計額) = その相続人の課税される生命保険金の金額

国税庁は、この計算に相続税の申告書第9表「生命保険金などの明細書」を使うと分かりやすいと案内しています(様式は国税庁「相続税の申告手続」のページで入手。当サイトでは再配布していません)。

死亡保険金の税金 早見表

受け取ったあとに確かめる観点・一時金と年金・確認先

ふれあいの丘
生前整理支援センター
2 / 2

■ 受け取ったあとに確かめる観点(税務署・税理士への相談前に)

- ☐ 亡くなった人(被保険者)・保険料を負担していた人・受取人がそれぞれ誰か
国税庁の表は「契約者」ではなく「保険料の負担者」で分けている(国税庁 No.1750)
- ☐ 亡くなった人が保険料の全部または一部を負担していたか
負担していた死亡保険金は、相続等により取得したとみなされて相続税の課税対象(国税庁 No.4114)
- ☐ 受取人が相続人か(相続を放棄した人・相続権を失った人は含まれない)
相続人以外の人取得した死亡保険金には、非課税の適用がない(国税庁 No.4114)
- ☐ 法定相続人の数
相続の放棄がなかったものとして数える。養子は実子がいるとき1人、いないとき2人まで(国税庁 No.4114・No.4152)
- ☐ すべての相続人が受け取った死亡保険金の合計額
非課税限度額と比べるのは、相続人全員の受取額の合計(国税庁 No.4114)
- ☐ 一時金で受け取ったか、年金で受け取ったか
所得税の対象なら一時金は一時所得・年金は雑所得。相続税・贈与税の対象で年金なら、年金を受け取る権利に課税(国税庁 No.1750)
- ☐ 契約上の受取人以外の人を受け取ったり、家族で分け合ったりしていないか
死亡保険金は遺産分割の対象にならない。受取人から別の人に渡すと贈与により取得したことになる(国税庁 No.4114 QA)
- ☐ ほかの財産を含めた正味の遺産額が、基礎控除額を超えるか
超える場合は申告と納税が必要。期限は亡くなったことを知った日の翌日から10か月以内(国税庁 No.4102)

所得税の対象(保険料の負担者＝受取人)の場合(No.1750)

- ・ **一時金**:一時所得。ほかに一時所得がなければ、受け取った保険金の総額－払い込んだ保険料－特別控除額50万円。課税の対象はその2分の1。
- ・ **年金**:公的年金等以外の雑所得。その年に受け取った年金の額－対応する払込保険料。原則として所得税が源泉徴収されます。

相続税・贈与税の対象で年金で受け取る場合(No.1750)

年金を受け取る権利に対して相続税・贈与税が課税されます。毎年の年金に係る所得税は、年金の収入金額を非課税部分と課税部分に振り分けて計算します(国税庁 No.1620・No.1615)。

受取人以外の人を受け取った場合(国税庁 No.4114 QA)

夫の死亡保険金の受取人が子で、子が受け取った後に妻と話し合っ分けた場合、子から妻への贈与となり贈与税の課税対象。被相続人が保険料を支払っていた死亡保険金はみなし相続財産で、本来の相続財産ではないため遺産分割の対象とはなりません。

確認先

- ・ 申告の要否・税額:税務署(国税庁「税についての相談窓口」のページ)または税理士。国税庁「相続税の申告要否判定コーナー」でおおよその要否を確かめられます。
- ・ 相続税の申告書(第9表を含む):国税庁「相続税の申告手続」のページ(相続税の申告書等の様式一覧)。
- ・ 保険金の請求手続き・契約内容:保険会社。請求の流れは www.fureaino-oka.com/articles/shibo-hokenkin-seikyuu でも紹介しています。

■ 出典(2026年10月4日確認・国税庁)

1. 国税庁 タックスアンサー No.1750「死亡保険金を受け取ったとき」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1750.htm>
2. 国税庁 タックスアンサー No.4114「相続税の課税対象になる死亡保険金」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4114.htm>
3. 国税庁 No.4114 QA「契約上の受取人以外の人を受け取った場合」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4114-qa.htm>
4. 国税庁 タックスアンサー No.4152「相続税の計算」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4152.htm>
5. 国税庁 タックスアンサー No.4170「相続人の中に養子がいるとき」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4170.htm>
6. 国税庁 タックスアンサー No.4108「相続税がかからない財産」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4108.htm>
7. 国税庁 タックスアンサー No.4417「贈与税の対象になる生命保険金」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4417.htm>
8. 国税庁 タックスアンサー No.4102「相続税がかかる場合」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4102.htm>
9. 国税庁「相続税の申告手続」(申告書等の様式一覧) <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/2223-01.htm>
10. 国税庁「税についての相談窓口」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shirabekata/9200.htm>